

令和 8 年 5 月 11 日  
新潟県労働委員会事務局

## 労働委員会が取り扱った事件の処理状況（令和 7 年度）について

令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）に労働委員会が取り扱った各種事件の処理状況は以下のとおりです。

		係属件数			終結件数	繰越件数
		前年度からの繰越	新規	計		
調整事件	R7 年度	0	0	0	0	0
	R6 年度	2	5	7	7	0
	増減	▲ 2	▲ 5	▲ 7	▲ 7	0
審査事件	R7 年度	1	1	2	1	1
	R6 年度	1	1	2	1	1
	増減	0	0	0	0	0
個別労働関係紛争	R7 年度	2	10	12	9	3
	R6 年度	0	11	11	9	2
	増減	2	▲ 1	1	0	1
合計	R7 年度	3	11	14	10	4
	R6 年度	3	17	20	17	3
	増減	0	▲ 6	▲ 6	▲ 7	1

## 【調整事件】（あっせん、調停）

労働組合と使用者との間の紛争の調整を行うもの

## 【審査事件】

使用者の不当労働行為に対する労働組合（員）からの救済申立を審査するもの

## 【個別労働関係紛争】

労働者個人と使用者との間の紛争の調整を行うもの

（詳細については、別紙を参照してください。）

本件についての問い合わせ先  
新潟県労働委員会事務局総務課  
〔担当〕調整審査第 2 係長 安澤  
（直通）025-280-5546（内線 3616）

## 1 新規申請・申立件数の推移

令和7年度の新規申請・申立件数は、次のとおりです。

### (1) 調整事件（あっせん、調停）

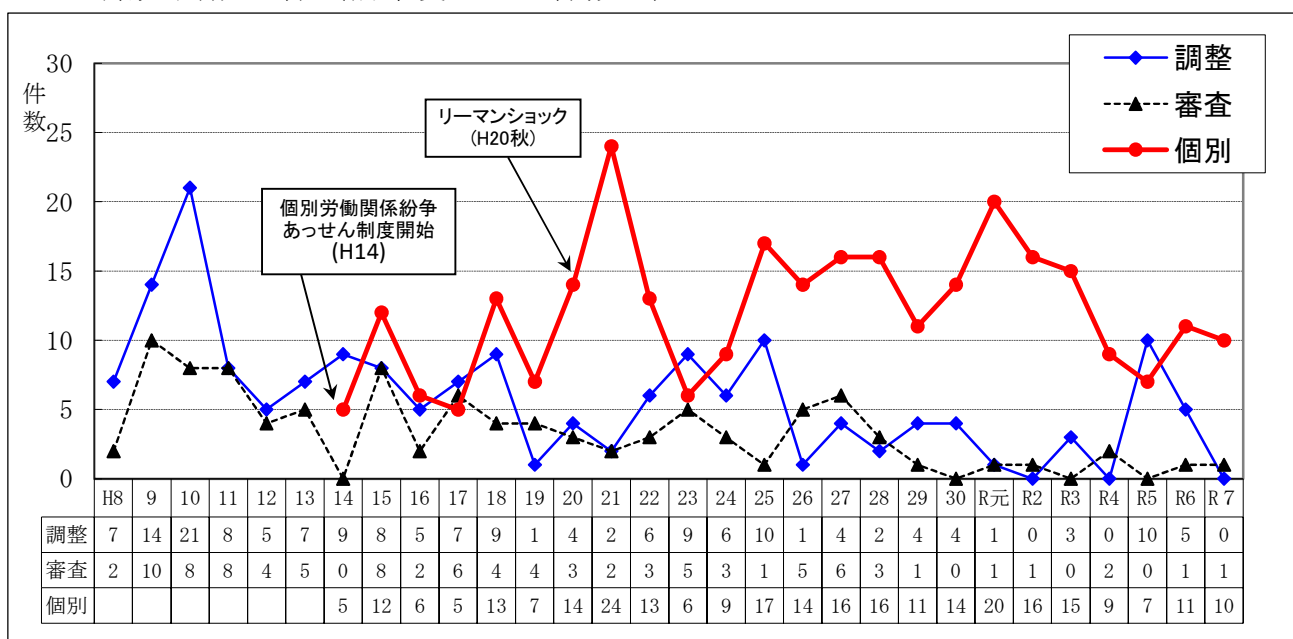
労働組合と使用者との間の紛争の調整を行うもの  
新規申請なし（前年度より5件減少）

### (2) 審査事件

使用者の不当労働行為に対する労働組合(員)からの救済申立てを審査するもの  
新規申立て1件（前年度同件数）

### (3) 個別労働関係紛争（平成14年度から取扱いを開始）

労働者個人と使用者との間の紛争の調整を行うもの  
新規申請10件（前年度より1件減少）



## 2 事件類型別の状況

### (1) 調整事件（P4表Iを参照）

#### ア 係属状況

令和7年度に係属した事件はありませんでした。

#### イ 近年の状況

新規申請件数は、0件から10件程度の間で推移しています。

### (2) 審査事件（P5表IIを参照）

#### ア 係属状況

#### (7) 係属件数

前年度からの繰越1件、新規申立て1件の計2件に係属しました。

#### (4) 申立内容

係属した2件の申立内容は、いずれも団交拒否・不誠実団交（労働組合法第7条第2号該当）に関するものでした。

#### イ 処理状況

係属した2件のうち、1件は無関与和解により終結し、1件が令和8年度に繰越となりました。

ウ 終結した事件の審査期間（審査期間の目標 1 年 6 か月（547.5 日））  
終結した 1 件について、申立てから終結までの処理日数は、514 日でした。

#### エ 近年の状況

新規申立件数は 0 件から一桁で推移しています。

合同労組（※）からの申立てが多くみられます。

※「合同労組」とは、労働組合の無い中小企業の労働者やパート等の非正規労働者などが、企業の枠を超えて個人で加盟する組合です。

合同労組関連の事件は、実質的な内容は労働者個人と使用者との間の個別労働関係紛争と言えるケースが多く、解雇、懲戒処分などを受けた労働者がその後に合同労組に加入したことにより、労働組合と使用者との間の紛争となる場合もあります。

### (3) 個別労働関係紛争（P6 表Ⅲを参照）

#### ア 係属状況

##### (7) 係属件数

前年度からの繰越 2 件、新規申請 10 件の計 12 件が係属しました。

新規申請 10 件は、すべて労働者個人からの申請によるあっせんで、主な産業分類は、「医療、福祉」が 4 件、「建設業」が 2 件でした。

##### (1) 紛争内容

新規申請 10 件の紛争内容は、複数項目にわたるものがありますが、「経営又は人事」に関するものが 7 件、「職場の人間関係」が 4 件、「賃金等」に関するものが 2 件でした。

#### イ 処理状況

係属した 12 件のうち、5 件が労使双方のあっせん案受諾により解決したほか、4 件が取下げで終結し、3 件が翌年度に繰り越しました。終結した事件の解決率は、100%でした。

終結した紛争の申請から終結までの平均処理日数は、50.2 日でした。

#### ウ 近年の状況

新規申請件数は一桁から 20 件程度で推移しています。

## 《参考》

### 1 労働委員会とは

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社役員等）各5名の計15名で構成される労使紛争を扱う行政機関です。

労働者（または労働組合）と使用者との間で紛争が発生し、当事者間での自主的な解決が困難な場合に、当事者の申請により、労働委員会が公平・中立な立場で労使の間に入り、双方の主張を調整し紛争解決に向けたサポートを行います。

また、使用者による団体交渉拒否などの不当労働行為について、労働組合（員）から救済申立てがあった場合、労働委員会が審査を行います。

### 2 労働委員会の紛争解決制度について

#### （1）調整事件：労働組合と使用者との間の紛争の調整

主に賃金などの労働条件について、労働組合と使用者との間で争議が発生した場合に、労働委員会が「あっせん」、「調停」、「仲裁」を行い、労使の主張を聞いた上で双方の利害を調整し、解決に向けての案を示すことなどにより、争議の解決を促すものです。

「あっせん」では、あっせん員（通常は公・労・使の委員各1名）が、労使双方の主張を聞き、歩み寄りによる解決を目指します。

「調停」では、公・労・使の各委員からなる調停委員会を開催し、労使双方の主張を聞いた上で、解決のための調停案を提示します。「調停」は労使双方による申請が原則ですが、公益事業（医療、鉄道等）における争議など、いずれか一方から申請できる場合もあります。

「仲裁」では、公益委員からなる仲裁委員会が、労働協約と同様の拘束力を持つ裁定を下しますが、全国的にもほぼ実例がありません。

#### （2）審査事件：使用者の不当労働行為に対する労働組合（員）からの救済申立てを審査

労働組合法第7条が使用者に禁じている「不当労働行為」（労働組合員への不利益取扱い、労働組合との団体交渉の拒否、労働組合への支配介入等）があったか否かを労働委員会が判定するものです。

不当労働行為があったと認定した場合は、労働委員会は使用者に対して救済命令を発出します。なお、事件を審査する過程で双方に和解を促すこともあります。

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査期間（審査の申立てから終結までの日数）の目標を定め、達成状況等を公表することとされています（労働組合法第27条の18）。新潟県労働委員会では、審査期間の目標を1年6か月以内と定めています。

#### （3）個別労働関係紛争：労働者個人と事業主との間の紛争の調整

解雇やパワハラなど、労働者個人と事業主の間で紛争が発生した場合、労働委員会が「あっせん」を行い、双方の主張を調整して紛争の解決を促すものです。

# 1 調整事件の状況

## 表 I 調整事件処理状況

令和8年3月31日現在

区分	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	5年平均	R7年度		
								件数	割合	
新規申請	件数	新規申請件数 ( )は合同労組関与の事件で内数	0	3	0	(1) 10	(3) 5	(0.8) 3.6	0	
		うち 労働組合申請		3		10	4	3.4		
		うち 使用者申請					1	0.2		
		うち あっせん件数		2		8	5	3.0		
	うち 調停件数		1		2		0.6			
	産業別件数	農業、林業						0.0		
		漁業						0.0		
		鉱業、採石業、砂利採取業						0.0		
		建設業						0.0		
		製造業						0.0		
		電気・ガス・熱供給・水道業				1		0.2		
		情報通信業						0.0		
		運輸業、郵便業						0.0		
		卸売業、小売業				2		0.4		
		金融業、保険業						0.0		
		不動産業、物品賃貸業						0.0		
		学術研究、専門・技術サービス業						0.0		
		宿泊業、飲食サービス業						1	0.2	
		生活関連サービス業、娯楽業							0.0	
		教育、学習支援業		1		1		0.4		
		医療、福祉		2		6	3	2.2		
		複合サービス事業						0.0		
	サービス業（他に分類されないもの）						1	0.2		
	公務						0.0			
	分類不能の産業						0.0			
	計		0	3	0	10	5	3.6	0	
	従業員数別件数	99人以下				4	3	1.4		
100人～299人					1		0.2			
300人～999人			1		2		0.6			
1000人以上			2		3	2	1.4			
計			0	3	0	10	5	3.6	0	
調整事項別件数	賃金等		1		7	1	1.8			
	労働条件等					2	0.4			
	経営又は人事				2	2	0.8			
	団体交渉促進		1		2		0.6			
	その他		1		2	2	1.0			
	計		0	3	0	13	7	4.6	0	
終結状況	前年度から繰越			1		2	0.6			
	新規申請件数	0	3	0	10	5	3.6	0		
	計	0	3	1	10	7	4.2	0		
	内訳	解決(A)		1		3	3	1.4		
		打ち切り(B)	0	0	1	5	3	1.8	0	
		不応諾 あっせん・調停不調			1					
		取下げ		1			1	0.4		
		翌年度繰越(係属中)		1		2		0.6		
	解決率(A/(A+B))	-	100.0%	0.0%	37.5%	50.0%	43.8%	-	-	
	平均処理日数(日)	-	29.0	208.0	92.6	81.4	87.6	-	-	

注) 調整事項別件数は、調整事項が複数にわたる場合があるため、申請件数とは必ずしも一致しない。

## 2 審査事件の状況

表Ⅱ 審査事件処理状況

令和8年3月31日現在

区分	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	5年平均	R7年度		
								件数	割合	
新規申立て	件数 うち	新規申立て件数	1	0	2	0	1	0.8	1	-
		合同労組の申立て件数			1		1	0.4	1	-
		合同労組申立ての割合	0.0%	-	50.0%	-	100.0%	50.0%	100.0%	-
	産業別件数	農業, 林業						0.0		
		漁業						0.0		
		鉱業, 採石業, 砂利採取業						0.0		
		建設業						0.0		
		製造業					1	0.2		
		電気・ガス・熱供給・水道業						0.0		
		情報通信業						0.0		
		運輸業, 郵便業						0.0		
		卸売業, 小売業						0.0	1	100.0%
		金融業, 保険業						0.0		
		不動産業, 物品賃貸業						0.0		
		学術研究, 専門・技術サービス業						0.0		
		宿泊業, 飲食サービス業						0.0		
		生活関連サービス業, 娯楽業						0.0		
		教育, 学習支援業	1		1			0.4		
		医療, 福祉						0.0		
		複合サービス事業						0.0		
	サービス業 (他に分類されないもの)			1			0.2			
	公務						0.0			
	分類不能の産業						0.0			
	計		1	0	2	0	1	0.8	1	100.0%
	従業員数別件数	99人以下			1		1	0.4		
		100人～299人	1					0.2	1	100.0%
		300人～999人						0.0		
1000人以上				1			0.2			
計		1	0	2	0	1	0.8	1	100.0%	
申立て内容別件数	労組法第7条第1号	1					0.2			
	〃 第2号			2		1	0.6	1	100.0%	
	〃 第3号	1					0.2			
	〃 第4号	1					0.2			
	計	3	0	2	0	1	1.2	1	100.0%	
終結状況	前年度から繰越	1	1	1	3	1	1.4	1	50.0%	
	新規申立て	1	0	2	0	1	0.8	1	50.0%	
	計 (係属件数)	2	1	3	3	2	2.2	2	100.0%	
	終結件数	1	0	0	2	1	0.8	1	-	
	内訳	命令	1			1		0.4		
		一部救済					1	0.2		
		棄却						0.0		
	却下決定						0.0			
	和解	関与和解				1		0.2		
		無関与和解						0.0	1	100.0%
	取下げ						0.0			
	翌年度繰越件数	1	1	3	1	1	1.4	1	-	
	命令・決定後の状況	1	0	0	1	1	0.6	0	-	
	内訳	不服				1		0.2		
		行政訴訟 (地裁)					1	0.2		
		命令・決定確定	1					0.2		
	平均処理日数(日)		629.0			829.5	971.0	814.8	514.0	-

注) 申立て内容別件数は、該当号が複数にわたる場合があるため、申立て件数とは必ずしも一致しない。

- 1号 労働組合員に対する不利益取扱い
- 2号 労働組合との団体交渉の拒否・不誠実団体交渉
- 3号 労働組合への支配介入
- 4号 審査事件申立等を理由とする不利益取扱い

### 3 個別紛争の状況

表Ⅲ 個別労働関係紛争処理状況

令和8年3月31日現在

区分	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	5年平均	R7年度			
								件数	割合		
新規申請	新規申請件数	16	15	9	7	11	11.6	10	-		
	産業別件数										
	農業, 林業					1	0.2				
	漁業						0.0				
	鉱業, 採石業, 砂利採取業						0.0				
	建設業	2	1		3	1	1.4	2	20.0%		
	製造業	1	3	4	3	1	2.4	1	10.0%		
	電気・ガス・熱供給・水道業						0.0	1	10.0%		
	情報通信業						0.0				
	運輸業, 郵便業	2				1	0.6				
	卸売業, 小売業	3	3			1	1.4				
	金融業, 保険業		1	1			0.4				
	不動産業, 物品賃貸業						0.0				
	学術研究, 専門・技術サービス業	1				1	0.4				
	宿泊業, 飲食サービス業	1	1				0.4				
	生活関連サービス業, 娯楽業					1	0.2	1	10.0%		
	教育, 学習支援業	1	1	1		2	1.0				
	医療, 福祉	3	4	3	1	1	2.4	4	40.0%		
	複合サービス事業	1					0.2				
	サービス業(他に分類されないもの)		1			1	0.4	1	10.0%		
公務	1					0.2					
分類不能の産業						0.0					
計		16	15	9	7	11	11.6	10	100.0%		
従業員数別件数	99人以下	4	6	3	3	9	5.0	4	40.0%		
	100人~299人	4	4	1	1	1	2.2	4	40.0%		
	300人~999人	3	2	3	2	1	2.2	1	10.0%		
	1000人以上	4	2	2	1		1.8				
	不明	1	1				0.4	1	10.0%		
	計		16	15	9	7	11	11.6	10	100.0%	
紛争内容別件数	賃金等	2	5	1	2	5	3.0	2	15.4%		
	労働条件等	2	1	1	2	1	1.4				
	経営又は人事	14	11	6	4	7	8.4	7	53.8%		
	職場の人間関係	6	8	5			3.8	4	30.8%		
	その他	2					0.4				
	計		26	25	13	8	13	17.0	13	100.0%	
最終状況	前年度から繰越	2	0	3	0		1.0	2	16.7%		
	新規申請件数	16	15	9	7	11	11.6	10	83.3%		
	計		18	15	12	7	11	12.6	12	100.0%	
	内訳	解決(A)	9	2	5	3	4	4.6	5	41.7%	
		打切り(B)	不応諾	7	7	5	4	3	5.2	0	
			あっせん不調	6	4	4	2				
		1	3	1	2	3					
		取下げ	2	3	2		2	1.8	4	33.3%	
		不開始						0.0			
	翌年度繰越(係属中)	0	3	0	0	2	1.0	3	25.0%		
	解決率(A/(A+B))		56.3%	22.2%	50.0%	42.9%	57.1%	46.9%	100.0%	-	
平均処理日数(日)		49.8	63.8	53.8	67.6	64.6	58.0	50.2	-		

注)紛争内容別件数は、紛争内容が複数にわたる場合があるため、申請件数とは必ずしも一致しない。